

防災減災・県土強靱化対策特別委員会資料

令和5年7月20日(木)

福祉保健部

目次

I 災害時における医療提供体制の確保について 3-7

- 1 宮崎県保健医療福祉調整本部について
- 2 災害拠点病院について
- 3 ドクターヘリについて
- 4 医薬品等の確保について

II 災害時における現地支援について 8-13

- 1 災害時における被災地外からの医療・保健・福祉に関わるチームの一例
- 2 災害派遣医療チーム (DMAT)
- 3 災害派遣精神医療チーム (DPAT)
- 4 災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT)
- 5 災害派遣福祉チーム (DWAT)
- 6 災害対策医薬品供給車両 (モバイルファーマシー)

III 要配慮者に関する対策について 14-16

- 1 水防法に基づく要配慮者利用施設における避難確保計画の作成状況
- 2 土砂災害防止法に基づく要配慮者利用施設における避難確保計画の作成状況
- 3 指定福祉避難所の確保状況

I 災害時における医療提供体制の確保について

1 宮崎県保健医療福祉調整本部について

(1) 概要

大規模災害時に、各種災害派遣チームの派遣調整や情報連携等の保健医療福祉活動の総合調整を行うための組織（令和4年11月に体制構築）。

本庁に設置される県保健医療福祉調整本部と、保健所に設置される地域保健医療福祉調整本部がある。

(2) 県保健医療福祉調整本部

福祉保健部長を本部長とし、宮崎県災害対策本部の中に設置される。
県保健医療福祉調整本部は、以下の業務を行う。

- ① 災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣調整
- ② 保健医療福祉活動に係る市町村や関係機関との情報連携
- ③ 保健医療福祉活動に係る情報の整理・分析
- ④ 上記のほか本部長が必要と認める保健医療福祉活動の総合調整

(3) 地域保健医療福祉調整本部

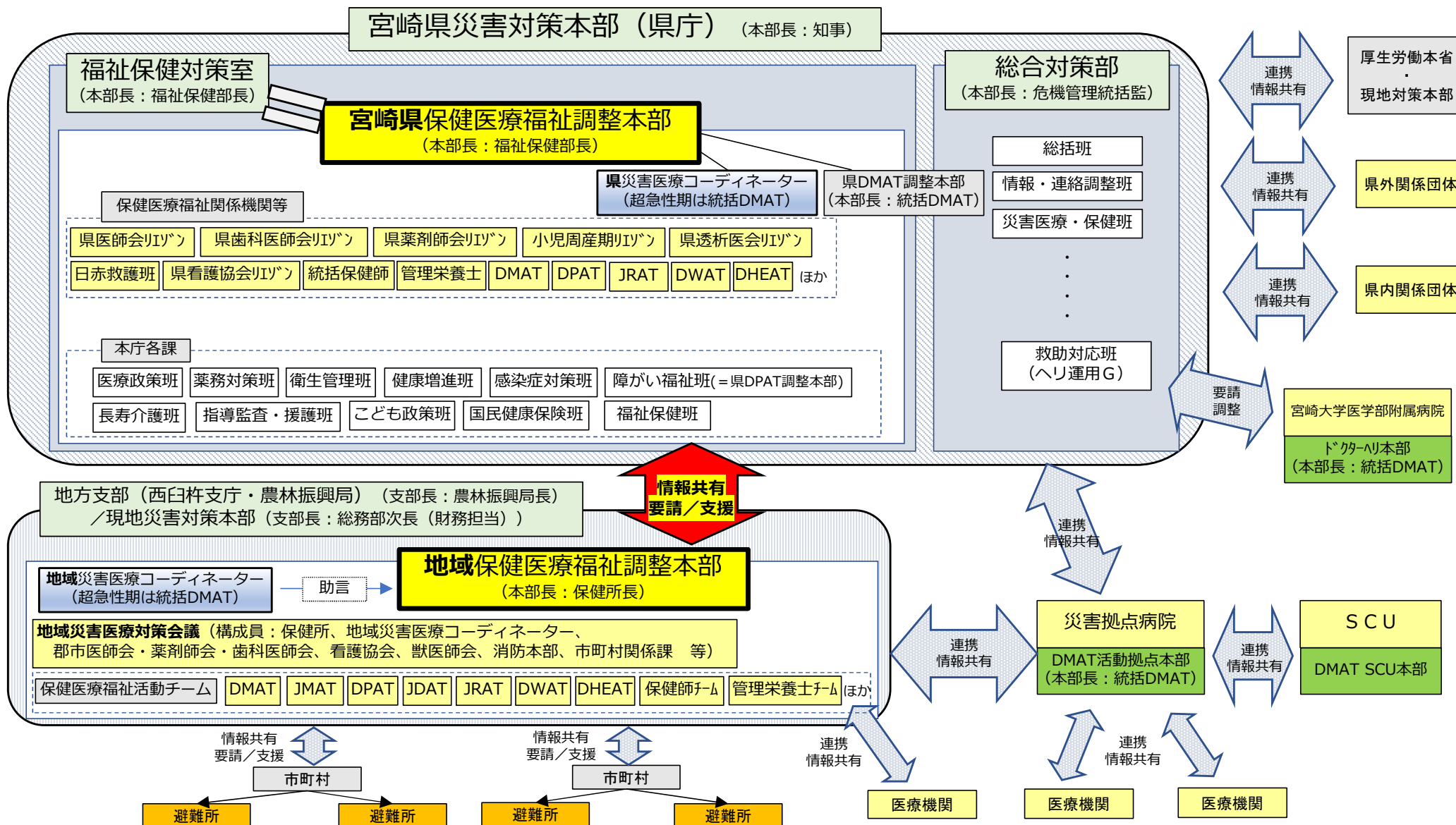
保健所長を本部長とし、被災地の保健所に設置される。
地域保健医療福祉調整本部は、その管轄する地域において、上記(2)に掲げる業務を行う。

(4) 本年度の主な活動予定

令和5年9月30日（土） 保健医療福祉調整本部訓練

I 災害時における医療提供体制の確保について

参考 保健医療福祉調整本部体系図



I 災害時における医療提供体制の確保について

2 災害拠点病院について

(1) 災害拠点病院の機能について

- ・ 24時間緊急対応し、災害発生時に被災地域内の傷病者等の受入及び搬出を行う体制を有するとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）を保有し、災害時にはその派遣や他の医療機関のチームを受け入れるなど、傷病者の受入拠点として対応にあたる。
- ・ 病院機能を維持するため、施設は耐震構造を有し、自家発電機や受水槽の設置、食料・飲料水・医薬品等を備蓄している。また、衛星電話・インターネット環境を整備しているとともに、患者の多数発生時の簡易テント・ベッド等も保有している。

(2) 指定状況について

災害時における医療提供体制の中心的な役割を担い、県下全域の災害拠点病院の機能強化を図るための訓練・研修機能が求められる基幹災害拠点病院が2カ所、各二次医療圏における中核機関である地域災害拠点病院を10カ所指定。

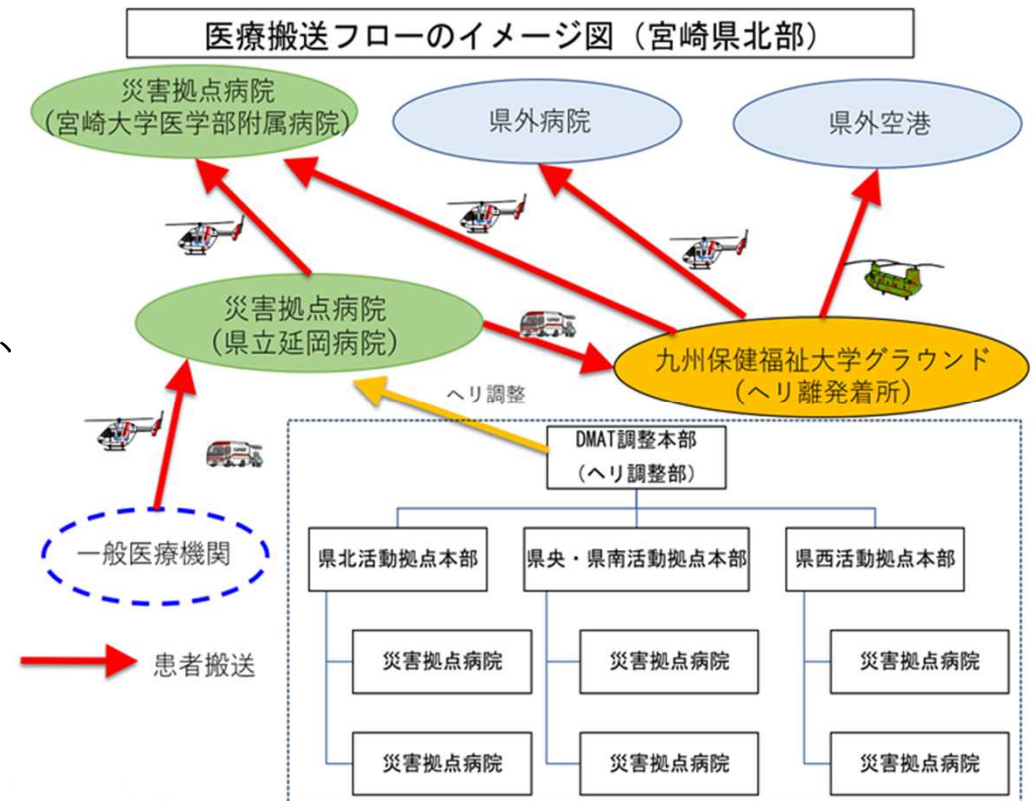
※ 全国770病院が指定（R5.4現在 基幹64病院、地域706病院）

I 災害時における医療提供体制の確保について

3 ドクターヘリについて

(1) 災害時のドクターヘリの運用について

- ・ 災害発生後、医療機関の被災状況等を把握し、DMAT調整本部や域内の災害拠点病院において、患者搬送や医療支援等の必要性の検討を行う。
- ・ ドクターヘリ等による緊急搬送が必要な場合は、県災害対策本部内で、警察、消防、海上保安庁、自衛隊と患者搬送手段を調整する。
- ・ 調整の結果、ドクターヘリ等により、県内の受入可能な医療機関に患者を搬送するとともに、他県のドクターヘリ等により、県外の医療機関等へ搬送する。



(2) 災害時の運航実績

- ・ 平成28年度熊本地震の際は、宮崎県ドクターヘリや自衛隊ヘリにより、熊本県の患者10名を受け入れた。
- ・ 令和4年度台風第14号の際は、宮崎県ドクターヘリや宮崎県防災ヘリにより、椎葉村の透析患者4名を美郷町西郷病院に搬送した。

I 災害時における医療提供体制の確保について

4 医薬品等の確保について

(1) 概要

県では、大規模災害の発生に備え、医療救護所での初動医療に必要となる医薬品等を県内3箇所（宮崎・都城・延岡）に備蓄するとともに、「九州・山口9県災害時応援協定」に基づき、効率的かつ効果的に被災県を応援するための広域応援体制を整備している。

また、関係団体と災害時応援協定を締結することにより、県内で医薬品等が不足する場合に優先的に供給される体制を構築している。

(2) 県の備蓄状況

緊急医薬品等医療セット	品名等	品目数
① 医薬品関係	抗生物質、局所麻酔薬、外用薬 等	72
② 診療、創傷セット	心電図、血圧計、注射器、体温計 等	72
③ 蘇生、気管挿管用具	蘇生マスク、咽喉鏡、酸素吸入器 等	40
④ 衛生資材関係	包帯、ガーゼ、脱脂綿、絆創膏 等	33

(3) 災害時応援協定の締結状況

医薬品・・・宮崎県医薬品卸業協会

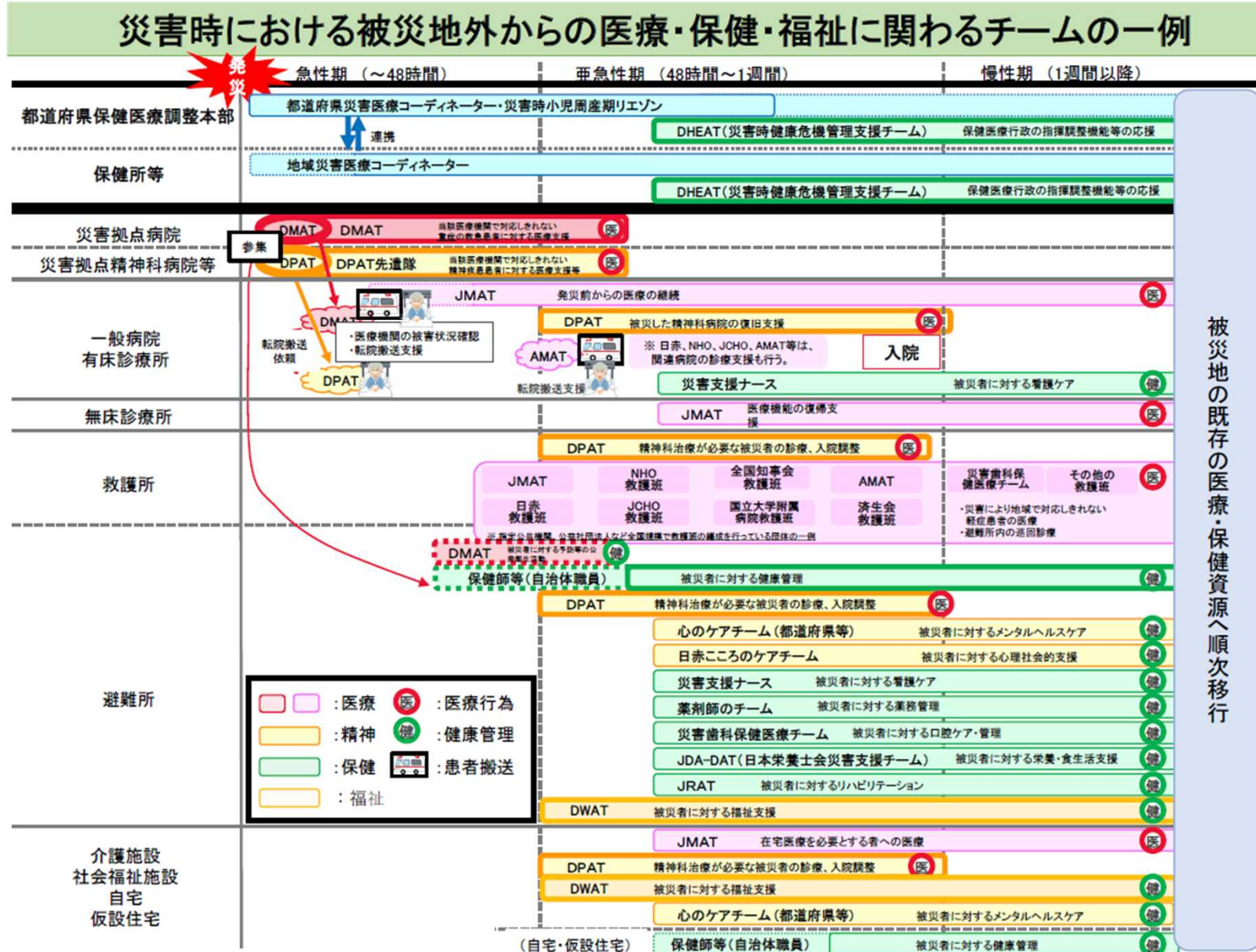
医療機器・・・宮崎県医療機器協会

医療用ガス・・・一般社団法人日本産業・医療ガス協会九州地域本部

II 災害時における現地支援について

1 災害時における被災地外からの医療・保健・福祉に関わるチームの一例

(出典：第3回医療・保健・福祉と防災の連携に関する作業グループ資料（令和2年1月17日 厚生労働省大臣官房厚生科学課））



Ⅱ 災害時における現地支援について

2 災害派遣医療チーム (DMAT : Disaster Medical Assistance Team)

(1) 概要

大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね48時間以内）から活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム。

阪神淡路大震災の教訓を基に養成が始まり、厚生労働省が実施する「日本DMAT隊員養成研修」を修了することが資格取得要件となる。

(2) チームメンバー

1チーム当たり、医師1名、看護師2名、業務調整員1名の4名を基本に構成。

(3) チームの編成状況

29チーム（令和5年4月現在）

(4) 派遣実績

平成23年3月	東日本大震災（延べ2チーム）
平成28年4月	熊本地震（延べ13チーム）
令和2年7月	熊本豪雨（延べ15チーム）

Ⅱ 災害時における現地支援について

3 災害派遣精神医療チーム (DPAT: Disaster Psychiatric Assistance Team)

(1) 概要

被災地域の精神保健医療ニーズの把握、各種関係機関との連絡調整、専門性の高い精神科医療の提供及び精神保健活動の支援のために、専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員を中心として編成されるもの（平成25年から運用開始）。

(2) チームメンバー

精神科医師、看護師、薬剤師、保健師、精神保健福祉士等の専門職及び業務調整員（連絡調整等DPAT活動を行うための支援全般を行う者）により、現地のニーズに合わせて、1班当たり3～4名程度で構成。

(3) チームの編成状況（令和5年7月現在）

- ① DPAT先遣隊（発災から概ね48時間以内に活動を開始）を組織できる機関
3機関
- ② DPAT隊（DPAT先遣隊の後に活動）
（一社）宮崎県精神科病院協会に所属する21病院で必要隊数を編成

(4) 派遣実績

平成28年4月～6月 熊本地震（延べ16チーム）

Ⅱ 災害時における現地支援について

4 災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT: Disaster Health Emergency Assistance Team)

(1) 概要

被災都道府県の保健医療福祉調整本部及び被災都道府県等の保健所の指揮調整機能等への支援のために、専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員を中心として編成されるもの（平成29年から運用開始。）。

(2) チームメンバー

専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員のうち、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、臨床検査技師、管理栄養士、精神保健福祉士、環境衛生監視員、食品衛生監視員、その他の専門職及び業務調整員（連絡調整等 DHEAT 活動を行うための支援全般を行う者）により、現地のニーズに合わせて、1 班当たり 5 名程度で構成。

(3) 登録員の状況

79 名（令和 5 年 7 月現在）

(4) 派遣実績

令和 2 年 7 月 熊本豪雨（延べ 1 チーム）

Ⅱ 災害時における現地支援について

5 災害派遣福祉チーム (DWAT : Disaster Welfare Assistance Team)

(1) 概要

災害時において、災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等の防止を図るため、一般避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う。

(2) チームメンバー

災害時要配慮者の様々な生活・福祉ニーズに対応するため、社会福祉士、介護福祉士などの有資格者で構成。

例：介護支援専門員、精神保健福祉士、理学療法士、言語聴覚士、保育士、ホームヘルパー、相談支援専門員、介護職員、生活相談員、生活支援員等
現地のニーズに合わせて、1班当たり4、5名程度で編成する。

(3) 登録員の状況

109名（令和5年7月現在）

(4) 派遣実績

なし ※九州で派遣実績があるのは熊本県のみ

Ⅱ 災害時における現地支援について

6 災害対策医薬品供給車両 (モバイルファーマシー)

(1) 概要

災害対策医薬品供給車両（モバイルファーマシー）は、調剤棚や分包機等の調剤を行うための設備を有する特殊車両で、発電機や給水タンクを搭載しており、避難所等の現地で被災者に必要な医薬品を安定的に供給するもの。

(2) 導入について

令和5年度に一般社団法人宮崎県薬剤師会が、モバイルファーマシーを導入することとなり、県が整備費用の2分の1を補助。



(3) 他県の導入状況

全国で18県に20台（令和5年4月）

九州で3県に4台 福岡県（2台）、熊本県（1台）、大分県（1台）



(他県の導入事例)

Ⅲ 要配慮者に関する対策について

1 水防法に基づく要配慮者利用施設における避難確保計画の作成状況

- 水防法第15条の3の規定により、洪水時に円滑な避難が必要な施設として定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の避難の確保のための措置に関する計画を作成し、市町村長に報告を行うこととされている。
- 市町村長は、必要があると認めるときは、当該施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示等を行うことができるものとされている。
- 県全体での対象施設は1,829施設、うち1,683施設が作成済（92.0%）。（令和4年度末現在）

2 土砂災害防止法に基づく要配慮者利用施設における避難確保計画の作成状況

- 土砂災害防止法第8条の2の規定により、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合に円滑な避難が必要な施設として定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が作成する利用者の避難の確保のための措置に関する計画を作成し、市町村長に報告を行うこととされている。
- 市町村長は、必要があると認めるときは、当該施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示等を行うことができるものとされている。
- 県全体での対象施設は373施設あり、うち360施設が作成済（96.5%）。（令和4年度末現在）

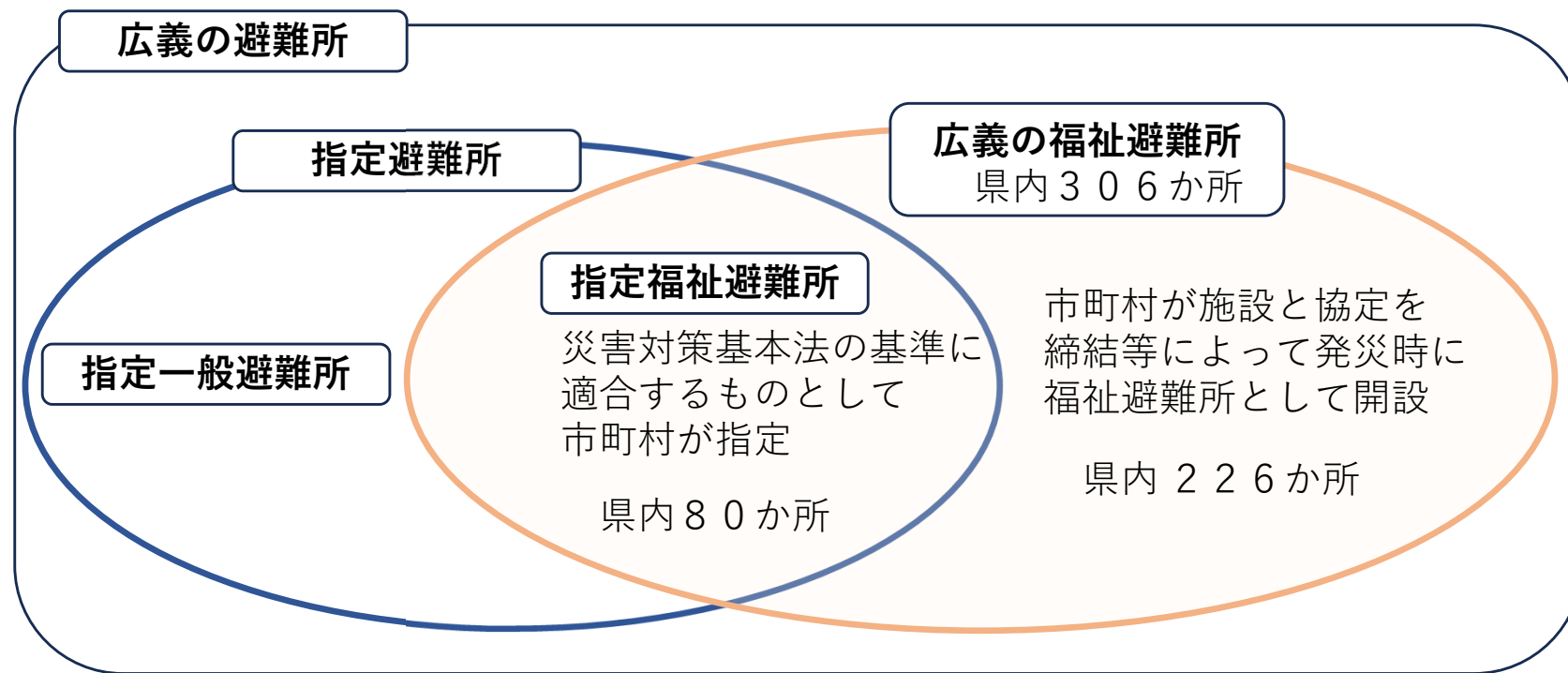
Ⅲ 要配慮者に関する対策について

3 指定福祉避難所の確保状況

指定福祉避難所とは

主として高齢者、障がい者、乳幼児などの要配慮者が滞在することを想定し、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談・助言等ができる体制の整備、その他の要配慮者の良好な生活環境の確保について、国が示す基準に適合するものとして、市町村が指定したものの。

※ 広義の福祉避難所は、指定福祉避難所のほか、市町村が協定等により福祉避難所として確保しているものも含まれる。



Ⅲ 要配慮者に関する対策について

福祉避難所の確保状況（令和5年7月1日現在）

	指定福祉 避難所数 (a)	協定等により 確保した福祉 避難所数 (b)	計 (a)+(b)		指定福祉 避難所 (a)	協定等により 確保した福祉 避難所数(b)	計 (a)+(b)
宮崎市	3	117	120	新富町	3	0	3
都城市	13	54	67	西米良村	1	0	1
延岡市	15	0	15	木城町	5	0	5
日南市	0	10	10	高鍋町	2	0	2
小林市	1	11	12	川南町	6	0	6
日向市	0	8	8	都農町	2	0	2
串間市	0	7	7	門川町	0	2	2
西都市	8	0	8	諸塚村	0	1	1
えびの市	3	5	8	椎葉村	0	1	1
三股町	1	0	1	美郷町	1	0	1
高原町	10	0	10	高千穂町	0	4	4
国富町	0	4	4	日之影町	3	1	4
綾町	0	1	1	五ヶ瀬町	3	0	3
				計	80	226	306